

平成30年相続法改正の基礎知識

令和元年5月10日

弁護士 林 和 芳

第1 民法改正の構造

1 民法典の構造

第1編 総則 1条から174条の2

第2編 物権 175条から398条の22

第3編 債権 399条から724条

第4編 親族 725条から881条

第5編 相続 882条から1044条（今改正で1050条）

第1編から第3編を債権法

第4編及び第5編を親族相続法と呼ぶ（通称）。

2 改正の概要

民法典 明治29年制定

1947（昭和22）年改正 家制度の廃止

1980（昭和55）年改正 妻の相続分の増加等

2004（平成16）年改正 ひらがな化

債権法の改正 2017（平成29）年5月に改正（今回の改正）

2020（令和2）年4月1日から施行

相続法の改正 2018（平成30）年7月に改正（今回の改正）

施行時期は、すでに施行されている部分と、これから施行される部分に分かれている（後述）。

3 今日の主題

2018年（平成30）年の相続法の改正について

第2 相続法改正の標目

1 配偶者の居住確保のための制度

(1) 配偶者居住権

(2) 配偶者短期居住権

2 遺産分割

(1) 20年以上の婚姻期間がある夫婦間における居住用不動産の遺贈

(2) 遺産分割前の預貯金債権の行使

(3) 一部分割

(4) 遺産分割前の遺産処分

3 遺言

(1) 目録

(2) 保管制度

(3) 遺贈の担保責任

(4) 遺言執行者の権限の明確化

4 遺留分制度

(1) 遺留分減殺請求権の効力

(2) 算定方法

5 相続の効力

(1) 権利の承継

(2) 義務の承継

(3) 遺言執行者と相続人の行為

6 相続人以外の者の貢献

特別寄与料

第3 配偶者居住権等

1 配偶者居住権（新法 1028 条。別紙 1 参照）

(1) 内容

被相続人が所有していた自宅の建物に配偶者が居住していた場合に、そのままその建物に終身（または一定期間）居住を認める制度。

①遺産分割協議・調停、②家庭裁判所の審判、③被相続人による遺贈、④死因贈与契約によって設定される。

(2) 注意点 1

配偶者の相続分が増える制度ではない。現行法でも改正法でも、相続人各自が取得する合計金額は、理論的には変わらない。

相続人たる配偶者（通常は妻）が自宅建物について取得する権利が、所有権ではなく、所有権よりも価値の低い配偶者居住権になる分、法定相続分に占める妻が相続する預貯金額等は、所有権を取得するときに比して、相対的に増加する（もっとも、配偶者居住権の評価如何によって、相続人各自が取得する金額は大きく変わると考えられる）。

しかし、妻が自宅建物について取得する権利は、所有権ではなく配偶者居住権になるため、所有権のように自由に処分することはできない。

(3) 注意点 2

被相続人が、自宅建物を、配偶者以外の者と共有している場合（被相続人と長男の共有など）には、配偶者居住権は成立しない（新法 1028 条 1 項但書）。成立すると、共有者の共有持分権を制限することになってしまうため。

被相続人が、自宅建物を、配偶者と共有している場合には、配偶者居住権は成立する（1028 条 1 項但書の反対解釈）。

(4) 注意点 3

被相続人が所有する建物に居住する配偶者が取得する。そのため、例えば、土地が被相続人の所有であったとしても、建物が長男の所有である場合には、配偶者居住権は成立しない。また、配偶者が介護施設に居住している場合に

も、配偶者居住権は成立しない。

2 配偶者短期居住権（新法1037条1号）

被相続人が所有していた自宅建物に配偶者が居住をしていた場合に、配偶者が引き続き、一定の期間、無償で居住することができる権利。

基本的には、遺産分割成立時までの無償居住（その意味で「短期」）。

第4 遺産分割

1 婚姻期間20年間以上の夫婦における居住用不動産の贈与等（新法903条4項）

(1) 趣旨

遺産分割において、居住用不動産の贈与を受けた配偶者の具体的相続分が減少することを防止し、もって、配偶者保護を図る。

(2) 内容

被相続人が配偶者に対し居住用不動産の贈与または遺贈をした場合、配偶者の特別受益に当たり得るところ、被相続人による持戻し免除の意思表示（新法903条3項）の存在を推定した。

(3) 具体例

夫が死亡し、被相続人が妻及び子2人、遺産は預貯金2000万円だが、夫が生前に、妻に対し、2000万円の居住用不動産を贈与していた場合。

理論的には、2000万円の居住用不動産が遺産に持ち戻され、遺産は4000万円（＝2000万円+2000万円）となり、妻はここから2000万円の土地建物を取得しているため、すでに法定相続分2分の1相当を取得していることになる。よって、妻は、預貯金は取得できなくなるはず。

しかし、新法により、居住用不動産が遺産に持ち戻されなくなるため、妻は、2000万円の預貯金の2分の1たる1000万円を取得できる。

(4) 注意点

ア 基準時

20年間の基準時は、贈与又は遺贈の時点。

例えば、婚姻10年後に居住用不動産を贈与し、相続開始が婚姻25年後の場合には、適用がない。

イ 遺留分との関係

贈与された居住用不動産は、遺留分算定の基礎財産には、本制度にかかわらず含まれる。

例えば、夫、妻と子2人の家族の場合、夫が生前に妻に4000万円の居住用不動産を贈与した後、6000万円の預貯金を全額妻に相続させるとの遺言をして死亡したとき、子の遺留分は、750万円（＝6000万円×4分の1×2分の1）ではなく、1250万円（＝1億円×4分の1×2分の1）となる。

2 一部分割（新法907条）

遺産の一部についてのみ、遺産分割をなしうることが明文化された。

例えば、遺産として、預貯金と不動産がある場合、預貯金のみを先に分割し、争いのある不動産についての分割は後回しにするということが認められる。

3 遺産分割前の預貯金債権の行使（新法909条の2）

平成28年最高裁大法廷決定により、個々の相続人による遺産分割前の預貯金債権の行使が禁止されたこともあり、相続開始時の債権の3分の1に法定相続分を乗じた額について、遺産分割前に預貯金債権の行使を認めた。もっとも、150万円を超えてはならないとされている。

なお、行使された債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなされる。

4 遺産分割前の遺産処分（新法906条の2）

遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に、遺産として存在する

ものとみなすことができるとされた。

もっとも、共同相続人の一人または数人により同行の財産が処分されたときは、当該共同相続人については、同意を得ることを要しないとされる。

第5　自筆証書遺言

1 方式緩和（新法968条2項前段。別紙2の1及び同2参照）

(1) 概要

現行法では、全文（目録を含む）を自署しなければならなかつたが、今回の改正で、ワープロで作成した目録、法務局で取得する登記簿謄本（不動産登記事項証明書）、預貯金通帳のコピー 자체（以下、それらを総称して「目録等」という）を、遺言書本文に添付して用いることができるようになった。

(2) 注意点

ア　目録等の各頁に署名捺印する必要がある。

イ　目録等を両面印刷した場合には、両面共に署名捺印する必要がある。

ウ　本文の頁とは別に目録等を添付する方法だけが認められ、一枚に自署部分とワープロ部分が混在しているものは不可。

2 遺言書保管制度（法務局における遺言書の保管等に関する法律）

(1) 趣旨

自筆証書遺言を法務局で保管する制度が新設された。

遺言書の隠匿、変造、紛失を防止することができる。

(2) 要件

ア　自筆証書遺言で封をしていないものに限る。

イ　遺言者本人が出頭（代理人不可）して、遺言書と申請書を提出する。

ウ　住所地、本籍地、所有する不動産の所在地のいずれかを管轄する法務局に提出する。

※　遺言書を書き直して再度提出する場合は、以前に提出した法務局に

自ら出頭して撤回をした上で、再度管轄する法務局に提出しなければならない。遠方に居住する可能性がある場合には注意。

(3) 相続開始後（死亡後）の調査

相続人、受遺者、遺言執行者が、全国にある法務局に出向く。

ア 遺言書保管事実証明書の交付申請

遺言書の作成年月日、保管されている法務局、保管番号を調べることができる。ただし、遺言書の内容は記載されない。

イ 遺言書情報証明書の交付申請

遺言書の画像データの交付を受けることができる。

(4) 効力

ア 家庭裁判所の検認が不要となる。

イ 手数料を納める必要がある。

第6 遺留分（別紙3参照）

1 遺留分減殺請求権から遺留分侵害額請求権への改正（新法1046条1項）

従前の遺留分減殺請求権は、遺留分権利者が、対象となる財産について当然に持ち分を取得することとされていた（物權的効力）。これによると、旧法1041条の価額弁償がなされない限り、不動産等が共有となってしまい、後に、地方裁判所で共有物分割の裁判をするなどの必要があった。

改正法では、遺留分権利者は、遺留分を侵害している相続人等に対し、侵害額相当の金銭支払い請求権を取得することとされ（債權的効力）、共有解消のための紛争が生じることを防止した。なお、家庭裁判所は、贈与等を受けたことにより遺留分を侵害している受遺者等の申出により、金銭返還の相当の期限を与えることができる。

2 遺留分算定の基礎となる財産の価額に参入する贈与の範囲

旧法では、①相続人以外の者に対してなされた贈与は相続開始前1年間にな

されたものが、②相続人になされた贈与は、相続開始前1年間になされたものは全て、それよりも前の贈与は特別受益に該当するものが、遺留分の算定に加算されるものとされていた。

例えば、

- ① 被相続人Aに相続人X及びY（相続分は各2分の1）がいる
- ② Aが相続開始15年前に相続人であるYに開業資金6000万円を贈与
- ③ 相続開始半年前に、相続人でないBに1000万円を贈与
- ④ 相続開始時のAの遺産が1000万円であった事案

従来の扱いでは、Xの遺留分は、 $2000\text{万円} \{ = (6000\text{万円} + 1000\text{万円} + 1000\text{万円}) \times 2\text{分の1} \times 2\text{分の1} \}$ となり、Bに対する贈与1000万円は、Xによって全額減殺されることになる（旧民法1035条により、新しい贈与から減殺するとされていたため）。

しかし、多くの場合、Bは、贈与当時のAの財産はおよそ推定できても、15年前の推定相続人への贈与は知ることができない。よって、Bは、自らが受けた1000万円の贈与が減殺されると予測することは困難であり、従来の扱いだと、Bの立場が不安定となってしまう。とすると、相続人に対してなされた相続開始前1年間よりも前の贈与は、遺留分算定の基礎財産に含まれないとすべきという価値判断が生じる。

しかし、他方で、相続人になされた贈与について、相続人以外の者に対する贈与と同様に、相続開始前1年間になされたもののみが遺留分算定の基礎財産に含まれるとすると、相続人間の公平を害する。

そこで、新法1044条3項は、相続人に対する贈与は相続開始前10年間に行われた婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限って、遺留分の算定の基礎財産に含まれることとした。

新法1044条によれば、上の例では、Yに対する贈与6000万円は遺留分算定の基礎財産に含まれない。よって、Xの遺留分は、 $500\text{万円} \{ = (1$

$(100\text{万円} + 100\text{万円}) \times 2\text{分の}1 \times 2\text{分の}1\}$ となるところ、Xは相続開始時の1000万円の2分の1である500万円は取得できる（遺留分の侵害が生じないということ）ため、Bに対し、遺留分減殺請求権は行使できない。

第7 相続の効力

1 権利の承継

(1) 不動産

ア 改正前

遺贈による不動産の取得は、登記をしなければ、これを第三者に対抗することができない。

相続分の指定及び遺産分割方法の指定による不動産の権利の取得については、登記なくしてその権利の取得を第三者に対抗できる。

イ 改正後

相続分の指定及び遺産分割方法の指定による不動産の権利の取得について、法定相続分を超える部分について、登記を備えなければ、第三者に対抗することができない（新法899条の2第1項）。

(2) 動産

ア 改正前

判例は見当たらないが、不動産に関する扱いからすると、動産についての物権変動の対抗要件たる引渡がなくとも、その権利を第三者に対抗できたと思われる。

なお、実際に、当該動産を相続していない相続人の一人が、当該動産を第三者に売却等処分した場合には、即時取得（民法192条）により処理されると考えられるため、対抗問題とされる場面は少ないと思われる。

イ 改正後

相続分の指定及び遺産分割方法の指定による動産の権利の取得について、法定相続分を超える部分については、引渡しの他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない(新法899条の2第1項)。

(3) 債権

ア 改正前

判例は見当たらないが、不動産に関する扱いからすると、債権についての権利変動の対抗要件たる確定日付のある証書による通知または承諾がなくとも、その権利を第三者に対抗できたと思われる。

イ 改正後

相続分の指定及び遺産分割方法の指定による債権の取得について、法定相続分を超える部分については、通知その他の対抗要件を備えなければ、債務者を含む第三者に対抗することができない(新法899条の2第1項)。なお、新法899条の2第2項により、法定相続分を超えて債権を承継した共同相続人のみの通知でも、一定の要件の下、共同相続人全員が債務者に通知したものとみなされる。

2 義務の承継

債権者は、相続分の指定がなされている場合でも、債権者がこれを承諾しない限り、相続分の指定と関係なく、法定相続分に従って請求することができる(新法902条の2)。これは、従来の判例を明文化したもの。

第8 相続人以外の者の貢献

1 特別寄与料(新法1050条)

被相続人に対して無償で療養看護などの労務の提供をしたことにより、被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした被相続人の親族は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭(特別寄与料)の支払いを請求することができる。

2 要件

- ア 被相続人の「親族」
- イ 「無償」で療養看護その他の労務の提供をしたこと
- ウ 被相続人の財産の維持または増加に「特別の寄与」をしたこと

3 親族

配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族～広い
例えば、息子の妻、娘の夫、いとこ等にも範囲が広がった。
なお、現行法の「寄与分制度」は、「相続人」のみが対象である～狭い

4 無償性

個人事業を手伝って給料をもらっていた場合 → 不可
被相続人から対価を得ていた場合 → 不可

5 特別の寄与

寄与に応じた金銭の額を請求できる。
「特別の」とされていることに鑑みれば、単に多数回見舞いに行ったということでは認められない。

6 期間制限

相続の開始及び相続人を知った時から6か月以内
かつ
相続開始の時から1年以内
に請求をする必要がある。

7 方法

裁判所を介さず請求することは可能。
協議が整わないときは、家庭裁判所に対し、協議に代わる処分の請求をする。

第9 施行時期

1 自筆証書遺言の方式緩和

- 2019（平成31）年1月13日（施行済み）
- 2 原則的な施行時期（遺産分割、遺留分、相続の効力、特別寄与料）
2019（令和1）年7月1日
- 3 配偶者居住権、配偶者短期居住権の新設
2020（令和2）年4月1日
- 4 遺言書保管制度
2020（令和2）年7月10日

第10 自筆証書遺言の問題点等

1 遺言の種類

公正証書遺言、自筆証書遺言、秘密証書遺言

2 公正証書遺言の特徴

(1) 費用

遺産の価格によって作成費用が決まる。場合によっては数十万円になることも。

(2) 原則的に公証役場への出頭の必要あり

公証役場は、ある程度大きな町にある。埼玉県内は、大宮、浦和、川口、春日部、越谷、川越、所沢、熊谷、東松山、秩父にある。

なお、居住をしていない都道府県にある公証役場でも作成は可能。

(3) 出張作成

病気入院中に公正証書遺言を作成する場合、公証人の出張を要請することができる。ただし、費用は5割増し、同一都道府県内の公証人のみ出張可。

(4) 証明力が高い

元裁判官や元検察官である公証人が遺言者の意思を確認して作成するので、形式面の不備を理由に遺言が無効となることはほとんどない。

また、証明力も高いので、作成当時は認知症だったという理由で、後日有

効性を巡って争わることが少ない（遺言の内容に納得がいかない相続人としても、争うことが困難である）。

3 自筆証書遺言のメリット・デメリット

(1) 費用

無料

(2) 簡便

いつでも、どこでも、作成することが可能

(3) 検認手続が必要

検認を経なければ、相続登記・預貯金の払戻しもできない。

検認の申立ては、家庭裁判所宛になし、検認期日には出頭する必要がある。

検認期日には他の相続人も呼び出すため、被相続人の出生から死亡までの戸籍事項証明書類、相続人の戸籍事項証明書類を集めて提出する必要があり、費用も時間もかかる。

(4) 問題のあるケース

ア 内容は完ぺきで、署名捺印もあったものの、本文がワープロ打ちだったケース。

このケースは、改正法でも無効である。改正法で有効とされるのは、目録をワープロで作成することや、登記事項証明書のコピー等に限られる（それらにも署名捺印が必要）。

イ 被相続人は、遺言書を作成した時点で認知症だったと主張されるケース
遺言書を作成する時点で、被相続人の認知能力に問題が出てきている場合がある。

このような場合には、遺言無効を主張する相続人が、遺言無効確認の訴えを提起するのが通常。無効とされるかは、被相続人の遺言時点での認知症の進行具合による。

ウ 捶印が押されている場合

裁判例によれば、有効とされている。

ただし、遺言書が有効であると主張する相続人が、本人の指印であることを証明する必要がある。

エ 遺産目録に一部の土地が記載されていないケース

被相続人が所有する土地の地番が複数ある場合、一部の土地の地番が漏れている場合がある。例えば、自宅建物及び自宅敷地、さらには私道を長男に相続させようとして、私道部分の地番の記載が漏れている場合など。

この場合、私道部分については、遺産分割をする必要がある。こうなると、長男が他の相続人に代償金を支払わなければならなくなる可能性がある。

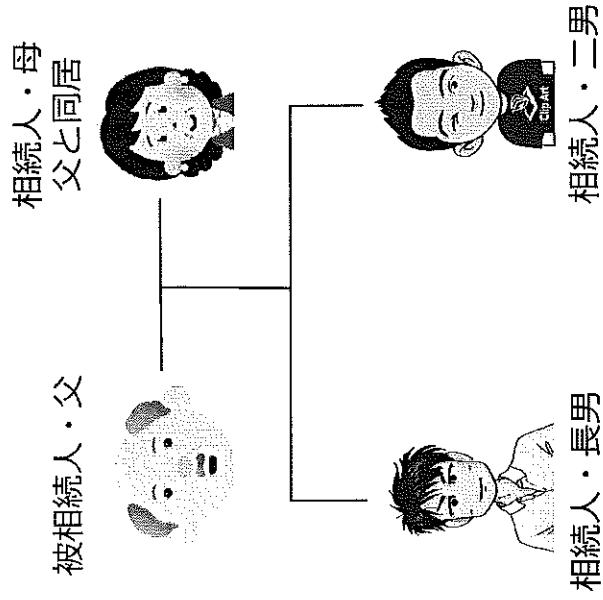
オ 補充遺言がないケース

例えば、遺言者である夫が、妻に自宅土地建物を、長男に自社株式を、二男に預貯金をそれぞれ相続させるという遺言を残した場合、被相続人よりも先に長男が死亡したにもかかわらず遺言書を書き換えていないと、代襲相続人であるはずの長男の子が自社株を当然に取得することにはならない。

以上

ノーラン

相続關係圖



ノーリー

▶ 財産構成

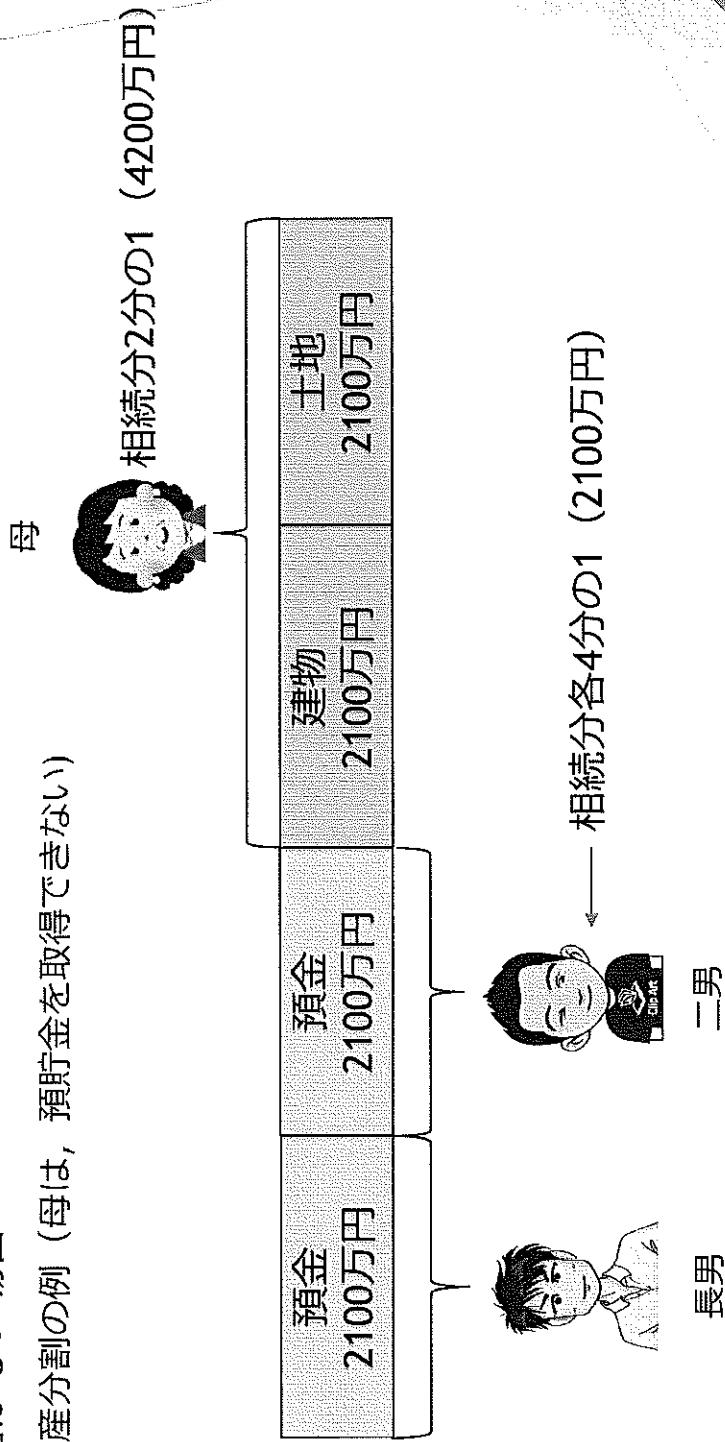
預金 4200万円	建物 2100万円	土地 2100万円
--------------	--------------	--------------

相続財産額 8400万円

ケース1

► 遺言書がない場合

► 遺産分割の例（母は、預貯金を取得できない）



アーツ

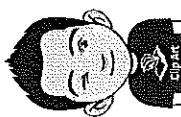
►遺言書がない場合（配偶者居住権）

母

相続分2分の1（4200万円）



建物土地所有権 2100万円	預金 2100万円	配偶者居住権 2100万円
-------------------	--------------	------------------



配偶者居住権の取得原因は、①遺産分割協議、
②遺贈、③遺産分割審判のいずれか。
配偶者は、終生または一定の期間、無償で不動産に居住できる。
配偶者居住権の評価方法は、明確なものが示されていない。本ケースは、あくまで例。

参考資料：財産の特定に必要な事項について自書によらない加除訂正を認める場合の例

遺 言 書

第一条 私は、私の所有する別紙記載の土地を、長男法務一郎（昭和三十年一月一日生）に相続させる。

第二条 私は、私の名義の全ての預貯金を、次男法務次郎（昭和三十三年六月一日生）に相続させる。

第三条 私は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 東京都千代田区九段南一丁目一番十五号

職 業 弁護士

氏 名 東京 花子

生年月日 昭和五十年八月一日

平成二十九年七月十八日

住所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

法 務 五 郎 

上記本文中の「別紙記載の土地」を「別紙二記載の建物」と改める。

法 務 五 郎

~~別紙~~

様式例・1

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	0000000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在 特別区南都町一丁目				余白	
① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	原因及びその日付【登記の日付】		
101番	宅地	300 00	不詳 〔平成20年10月14日〕		
所有者	特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎				

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第637号	所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎
2	所有権移転	平成20年10月27日 第718号	原因 平成20年10月26日売買 所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成20年1月12日 第807号 	原因 平成20年1月4日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金4,000万円 利息 年2.60% (年365日割計算) 損害金 年14.5% (年365日割計算) 債務者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎 抵当権者 特別区北都町三丁目3番3号 株式会社南北銀行 (取扱店 南都支店) 共同担保 目録(第2340号)

共同担保目録			
記号及び番号	(b)第2340号	調製	平成20年1月12日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	特別区南都町一丁目 101番の土地	1	余白
2	特別区南都町一丁目 101番地 家屋番号 1 01番の建物	1	余白




これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成21年3月27日
関東法務局特別出張所

登記官

法務八郎



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D23992 (1 / 1)

1 / 1

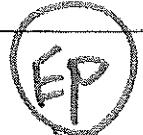
表題部 (主である建物の表示)			調製	〔余白〕	不動産番号	000000000000
所在図番号	〔余白〕					
所 在	特別区南都町一丁目 101番地			〔余白〕		
家屋番号	101番			〔余白〕		
① 種類	② 構造	③ 床面積 m ²			原因及びその日付 [登記の日付]	
居宅	木造かわらぶき2階建	1階	80	00	平成20年11月1日新築 〔平成20年11月12日〕	
表題部 (附属建物の表示)						
符 号	①種類	②構造	③床面積 m ²			原因及びその日付 [登記の日付]
1	物置	木造かわらぶき平家建	30	00	〔平成20年11月12日〕	
所 有 者	特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎					

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成20年11月12日 第806号	所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎
権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成20年11月12日 第807号	原因 平成20年11月4日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金4,000万円 利息 年2.60% (年365日割計算) 損害金 年14.5% (年365日割計算) 債務者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎 抵当権者 特別区北都町三丁目3番3号 株式会社南北銀行 (取扱店 南都支店) 共同担保 目録(第2340号)

共同担保目録						
記号及び番号	(b)第2340号				調製	平成20年11月12日
番号	担保の目的である権利の表示		順位番号	予 備		
1	特別区南都町一丁目 101番の土地		1	〔余白〕		
2	特別区南都町一丁目 101番地 家屋番号 101番の建物		1	〔余白〕		

* 下線のあるものは抹消手続であることを示す。

整理番号 D23990 (2/2) 1/2

法務五郎 

遺言書

- 一 長女花子に、別紙一の不動産及び別紙二の預金を相続させる。
- 二 長男一郎に、別紙三の不動産を相続させる。
- 三 東京和男に、別紙四の~~不動産~~を遺贈する。

株式 

平成二十九年十二月十九日

法務五郎 

上記三中、二字削除二字追加
法務五郎

別紙一

目 錄

一 所 在 東京都千代田区霞が関一丁目
地 番 ○番○号
地 目 宅地
地 積 ○平方メートル

二 所 在 東京都千代田区(九段南)一丁目○番○号
家屋番号 ○番○
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2階建て
床 面 積 1階 ○平方メートル
2階 ○平方メートル

霞が関(印)

法 務 五 郎 (印)

上記二中、三字削除三字追加

法 務 五 郎

別紙二

普通預金通帳

○銀行

○支店

お名前

法務五郎様

店番

〇〇

口座番号

〇〇〇

※ 通帳のコピー

法務五郎

(印)

別紙三

様式例・1

表題部 (土地の表示)		調製 [余白]	不動産番号	0000000000000000
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]	
所 在	特別区南都町一丁目			[余白]
① 地 番	②地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
101番	宅地	300 00	不詳 〔平成20年10月14日〕	
所 有 者	特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎			

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第637号	所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎
2	所有権移転	平成20年10月27日 第718号	原因 平成20年10月26日売買 所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成20年11月12日 第807号	原因 平成20年11月4日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金4,000万円 利息 年2.60% (年3.65日割計算) 損害金 年1.45% (年3.65日割計算) 債務者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎 抵当権者 特別区北都町三丁目3番3号 株式会社南北銀行 (取扱店 南都支店) 共同担保 目録(略)第2340号

共同担保目録				
記号及び番号	(略)第2340号			調製 平成20年11月12日
番号	担保の目的である権利の表示		順位番号	予 備
1	特別区南都町一丁目 101番の土地		1	[余白]
2	特別区南都町一丁目 101番地 家屋番号 1 01番の建物		1	[余白]

法務五郎



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成21年3月27日
関東法務局特別出張所

登記官

法務八郎

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D23992 (1/1)

1/1

別紙四

目 錄

私名義の株式会社法務組の株式 1200株

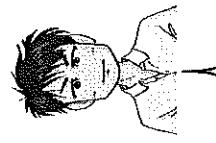
法 務 五 郎 

ケース2

► 遺言書がある場合

- ▶ 全ての財産を長男に相続させる内容の遺言

長男



預金	A社株式	建物	土地
5,100万円	3,000万円	1,500万円	2,400万円

ケース2

► 遺言書がある場合

- ▶ 遺留分を反映させた分割（遺留分減殺請求・旧法）

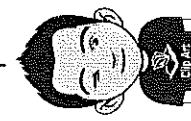
長男



預金	田畠	預金	田畠	預金	田畠	A社株式	建物	土地
850万円	500坪	400坪	500坪	400坪	500坪	2,000万円	1,000万円	1,600万円



長女



二男

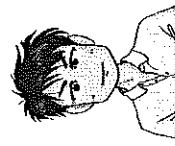
話し合いがつかない場合、不動産の共有が解消されず、
地方裁判所で共有物分割裁判をする必要があった。

ケース2

► 遺言書がある場合

► 遺留分侵害額請求権

長男



預金	A社株式	建物	土地
5100万円	3,000万円	1,500万円	2,400万円

1億2000万円×3分の1×2分の1=2000万円（遺留分）
二男と長女は、長男に対し、各2000万円支払請求可能

長女



二男

